

耕作放棄地解消支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 本市における耕作放棄地の解消を促進し、農業の振興、発展及び次世代を担う農業者の育成等を図るために実施する事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 横須賀市内の農地を耕作する意欲のある農業者又は農地所有適格法人をいう。
- (2) 耕作放棄地 農地法（昭和27年法律第229号）第30条に基づく利用状況調査の結果、同法第32条第1項第1号に規定する農地に、引き続き2年以上分類された農地又は横須賀市農業委員会が現地確認を行い、同様の状態と認めた農地のことをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、本市内の農地において耕作放棄地の解消を促進し、良好な農地を保全するために行う事業とする。

(補助対象農地)

第4条 補助対象農地は、本市内の市街化調整区域内の耕作放棄地のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項に規定する農用地利用集積等促進計画において、農地の賃借権又は使用貸借権について3年以上の期間を設定したもの。
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定により、所有権の移転又は賃借権若しくは使用貸借権の設定し、その許可を受けたもの。（賃借権及び使用貸借権は3年以上の期間を設定したものに限る。）

2 前項の規定にかかわらず、2親等以内の親族が事業を行う農地は、補助対象としない。

3 対象とする農地は1筆ごととし、面積は、公簿面積（1アール未満は切り捨て）とする。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者」という。）は、農業者等とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 次に掲げる者でないこと。

ア 個人にあつては、当該者が横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員である者

イ 法人にあつては、条例第2条第2号に規定する暴力団、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は当該会社の役員が同条第3号に規定する暴力団員である者

（補助対象経費）

第6条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耕作放棄地から耕作地に再生させるための費用とする。ただし、同一農地に対する補助金の交付は、1回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付（国、県その他団体によるものを含む。）を受けている場合における当該補助金等の額については、補助対象経費の総額から差し引くものとする。

（補助金額）

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、耕作放棄地の面積1アール当たり20,000円とする。ただし、補助事業の対象となる農業者1人につき1アール未満の端数があるときは切り捨てる。

（実績報告）

第8条 規則第10条に規定する実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添えて事業完了の日又は補助金等の交付決定にかかる会計年度が終了した日から30日以内に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書及び収支を証する書類
- (2) 事業実績書
- (3) 事業の実施前及び実施後の状況がわかる現地写真
- (4) その他市長が認める書類

（交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、補助事業の対象となった農業者が、当該交付を受けた年度から5年以内に耕作を中止したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関してすでに補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。